

平成24年1月16日
東京医療センター臨床研究センター

東京医療センター臨床研究センター 動物実験等緊急時 対策手順

1. 緊急の事態が発生した場合は、直ちに応急の措置を執るとともに、速やかに動物実験委員会に連絡しなければならない。
 - 2) ただし、遺伝子組換え動物実験において、緊急の事態が発生した場合は、直ちに応急の措置を執るとともに、速やかに遺伝子組換え安全委員会に連絡をしなければならない。

2. 以下の緊急時には、速やかに関係の機関に連絡しなければならない。
 - 1) 遺伝子組換え動物が施設等外に逃亡した場合。
 - 2) 人に危害を加える恐れのある動物が施設等外に逃亡した場合。
 - 3) 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物などで環境が汚染される事態が発生した場合。
 - 4) 人に危害を加える恐れのある感染等が発生した場合。
 - 5) その他、人および環境に重大な危害を加える事態が発生した場合。

3. 緊急時の対応は以下の手順に従って行う。
 - 1) 直ちに拡散防止の措置を執る。

拡散防止の方法は個々の実験に応じて別に定める。
 - 2) 遺伝子組換え動物実験の場合は、遺伝子組換え安全委員会に速やかに連絡する。

それ以外の動物実験は動物実験委員会に速やかに連絡する。
 - 3) 遺伝子組換え動物実験の場合は、文部科学省生命倫理・安全対策室まで連絡する。

それ以外の動物実験の場合は、緊急の状況に応じた関係の機関に連絡する。
 - 4) 緊急事態の原因が判明し、適切な安全対策が執られるまで、当該実験を停止する。

4. 以上の対策を動物実験受持者に周知徹底させるために、1年に1回、動物の飼育、保管、実験等の実施、および遺伝子組換え生物等の使用等に必要な法令、作業手順に関する教育訓練を行う。